

**津山市立小学校及び中学校  
医療的ケア実施に関するガイドライン**

令和3年2月  
津山市教育委員会

# 目 次

1 策定の背景	… 1
2 策定の目的	… 1
3 医療的ケアの範囲及び実施者	… 1
4 実施体制	… 2
5 対象者	… 2
6 医療的ケアの実施に向けた役割	
(1) 教育委員会の役割	… 2
(2) 学校の役割	… 2
(3) 学校看護師の役割	… 3
(4) 主治医の役割	… 3
(5) 学校医の役割	… 3
(6) 保護者の役割	… 4
7 関係機関の連携	
(1) 学校における連携	… 4
(2) 医療機関との連携	… 4
(3) 保護者との連携	… 4
(4) 関係校園（所）との連携	… 5
8 事故への対応	
(1) 医療的ケア実施関係者の責任	… 5
(2) 事故への対応・検証	… 5

## 1 策定の背景

医療技術等を背景として、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）が年々増加するとともに、特別支援学校以外の小中学校においても、医療的ケア児が在籍するようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつあります。

国では、平成31年3月の「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」<sup>1</sup>により、小中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等を整理し、医療的ケア児への対応を推進しています。

本市においても、平成31年1月に「津山市医療的ケア児支援推進会議」<sup>2</sup>を立ち上げ、医療的ケア児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、教育その他の関連分野の支援が受けられるよう、各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行っています。医療的ケア児の教育に当たっては、安全の確保が保障されることを前提に、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが大切です。教育委員会では、早期からの教育相談・支援、保護者や医療機関との連携、受け入れる学校での人材確保を含め、一体的な体制整備を進め、令和3年4月より市立学校において医療的ケアを実施します。

## 2 策定の目的

このガイドラインは、津山市立学校に在籍する児童生徒を対象として行う医療的ケアについて、その実施に関する総合的な基準を示すとともに、実施上の配慮事項、適切な校内実施体制等について定めたものです。

各学校においては、このガイドラインを踏まえ、医師の指導のもと、看護師及び准看護師（以下「学校看護師」という。）と教員等の相互連携により、在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の自立促進と健康で安定した学校生活を送ることができるよう校内実施体制の整備を図ります。

なお、本ガイドラインは、今後においても、必要に応じて随時見直しを行うものとします。また、医療的ケアの実施に係る申請手続等については、「津山市立小学校及び中学校における医療的ケア実施要綱」<sup>3</sup>で別途定めるものとします。

## 3 医療的ケアの範囲及び実施者

医療的ケアとは、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養その他の「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」<sup>4</sup>に規定する医行為のうち、教育委員会が、校内で安全に実施することができると判断した日常的ケア及び応急的ケアとします。なお、実施に当たっては学校看護師が実施することを基本とします。

<sup>1</sup>平成31年3月20日付け30文科初第1769号 文部科学省初等中等教育局長通知

<sup>2</sup>津山市医療的ケア支援推進会議設置要綱 平成31年津山市告示/津山市教育委員会告示/第3号

<sup>3</sup>津山市立小学校及び中学校医療的ケア実施要綱 令和3年津山市教育委員会告示/第4号

<sup>4</sup>平成17年7月26日付け医政発第0726005号 厚生労働省医政局長通知

## 4 実施体制

医療的ケアの実施に当たっては、教育委員会に設置されている教育・福祉・医療等の関係者で構成した「津山市教育支援委員会」<sup>5</sup>において実施に関する協議を行います。

また、医療的ケアを実施する学校では、校長の管理責任の下、学校看護師、関係する教諭・養護教諭、学校医等によって組織した「医療的ケア安全委員会」を設置し、学校看護師が、医療的ケア児との関係性が構築されている教職員と連携しながら、組織的に医療的ケアを実施することができるようにするとともに、主治医と連携を図り、学校における実施体制を構築します。

## 5 対象者

小中学校で実施する医療的ケアの対象者は、障がいの状態や医学的見地からの意見等を踏まえ、津山市教育支援委員会において、通常学級又は特別支援学級に就学することが適当と答申されたもの、又はそれに準ずると教育委員会が判断したもので、安全性の確保はもとより、十分な教育を受けられることについて保護者が合意した児童生徒とします。

## 6 医療的ケアの実施に向けた役割

### (1) 教育委員会の役割

教育委員会は、医療的ケア児に関わる関係者（教育委員会、学校、保護者、主治医等）が相互に協力し、それぞれの役割分担を実践できる体制を整備し、安全を確保するために十分な措置を講じます。

#### 【主な役割】

- ① 医療的ケアに係るガイドライン等の策定
- ② 医療的ケアを実施する看護師等の確保及び必要に応じた研修の実施
- ③ 主治医及び医療機関との連携
- ④ 医療的ケア実施事例の蓄積及び分析
- ⑤ 医療的ケア実施の周知等
- ⑥ 学校における「医療的ケア実施要領」の策定及び「医療的ケア安全委員会」の設置・運営に係る指導・助言

### (2) 学校の役割

医療的ケア児が在籍する学校は、組織的な対応ができるよう、学校長を中心に教職員等が協力する体制を構築します。医療的ケアの実施に係る基準やルールの整備を行い、教育委員会・主治医・保護者等と連携を密接に行い、医療的ケア児の安全確保に努めます。

また、緊急時における迅速な対応については、校内における実施体制や医療機関等との連携を図って実施します。

#### 【主な役割】

---

<sup>5</sup>津山市教育支援委員会規則 昭和52年津山市教育委員会規則/第6号

- ① 学校における「医療的ケア実施要領」の策定
- ② 「医療的ケア安全委員会」の設置・運営
- ③ 各教職員の役割分担
- ④ 保護者、医療機関等との連携体制の構築
- ⑤ 緊急時の体制整備

### **(3) 学校看護師の役割**

学校看護師は、医療的ケア児の状態に応じ、その安全性を十分に考慮した上で医療的ケアを実施します。なお、主治医の指示に基づいて医療的ケアを行うことから、医療機関等との緊密な連携が不可欠であり、医療的ケア児の健康状態、医療的ケアの実施内容等の情報を取りまとめ、学校から主治医に提供します。

#### **【主な役割】**

- ① 医療的ケア児のアセスメント・健康管理
- ② 医療的ケアの実施
- ③ 医療機関等との連携
- ④ 教職員・保護者との情報共有
- ⑤ 医師の指示に基づく「医療的ケア個別対応マニュアル」の作成
- ⑥ 医療的ケアの記録・管理・報告
- ⑦ 「緊急時個別対応マニュアル」の作成
- ⑧ 医療的ケア実施事例の蓄積及び分析

### **(4) 主治医の役割**

主治医は、医療的ケア児の健康状態及び実施状況について学校から情報を取得し、その内容に基づいて医療的ケアに係る指示を行います。また、「医療的ケア個別対応マニュアル」等への指導・助言を行います。

#### **【主な役割】**

- ① 医療的ケア児や学校の状況を踏まえた指示
- ② 個別の手技に関する学校看護師等への指導・助言
- ③ 「医療的ケア個別対応マニュアル」「緊急時個別対応マニュアル」への指導・助言
- ④ 課外活動や宿泊学習等への参加体制についての指導・助言
- ⑤ 教育委員会及び学校への情報提供
- ⑥ 保護者への説明

### **(5) 学校医の役割**

学校医は、医療的ケア児の健康状態及び実施状況について学校から情報を取得し、主治医との連携（医療的ケアに係る指示等）を基に、個々の実施に当たっての指導・助言を行います。

#### **【主な役割】**

- ① 学校の「医療的ケア実施要領」や「医療的ケア個別対応マニュアル」等への指導・助言
- ② 医療的ケア実施に当たっての指導・助言

- ③ 緊急時に係る指導・助言
- ④ 課外活動や宿泊学習等への参加体制についての指導・助言

## **(6) 保護者の役割**

保護者は、学校における医療的ケアの実施体制と責任の分担について理解し、学校看護師に医療的ケア児の健康状態を報告する等、適切なケアを受けるために協力します。また、学校と主治医との連携や緊急時の対応に係る協力を行います。

### **【主な役割】**

- ① 学校との連携・協力
- ② 緊急時の対応
- ③ 医療的ケア児の健康状態の報告
- ④ 学校と主治医の連携への協力
- ⑤ 経費負担及び物品管理

## **7 関係機関の連携**

### **(1) 学校における連携**

学校において医療的ケアを実施するに当たり、学校長を中心として、学校看護師・養護教諭、担任等を含む全教職員が、医療的ケア児への対応と学校における医療的ケアの教育的意義を理解するとともに、医療的ケア児に関する情報を共有し、連携を図ることが必要です。

安全に医療的ケアを実施するためには、「医療的ケア実施要領」を策定するとともに、「医療的ケア安全委員会」を設置・運営し、校内において連携協力しながらそれぞれの役割と責任を果たしていくことが重要です。

また、日常におけるヒヤリ・ハット等の事例の蓄積と予防対策、緊急時における役割分担等についても事前に共有する必要があります。

### **(2) 医療機関との連携**

学校における医療的ケアの実施に当たっては、医療分野の専門的な指示が必要であり、主治医や学校医との連携が不可欠です。

主治医に医療的ケアの指示を依頼する際には、当該学校における医療的ケアに関わる情報を提供します。また、医療的ケアを実施後は、医療的ケア児の健康状態、医療的ケアの実施内容等の情報を取りまとめ報告します。

なお、緊急時における対応の為に、学校医等の市内の医療機関とも連携し、医療的ケア児の安全確保を図ります。

### **(3) 保護者との連携**

学校での医療的ケアの実施には、保護者の理解や協力が不可欠です。

保護者が、医療的ケア児の健康状態、家庭での医療的ケアの内容や頻度、想定される緊急時の対応等を、あらかじめ学校に説明をすることで、実施可能な医療的ケアの範囲についての共通理解を図ることが可能となります。

学校は、緊急時における保護者との連絡手段を確保し、登録後に健康状態がすぐれない場合等の対応について、保護者とその都度協議を行い、安全に医療的ケアが実施できるよう努めます。

#### **(4) 関係校園（所）との連携**

医療的ケアを実施するに当たっては、就学・進学時における情報共有を行い、「点」ではなく、「線」として継続的に支援を行うことが重要です。保護者の同意に基づき、前籍校園（所）や就学・進学先の学校等と情報共有を行い、「線」としての継続的な支援へつながるように関係校園（所）が連携するように努めます。

## **8 事故への対応**

### **(1) 医療的ケア実施関係者の責任**

医療的ケアの実施において、各関係者はそれぞれ役割を担い、医療的ケアに係る事故が起きないように、あらゆる事態を想定し万全の体制で行うこととします。

しかし、突発的な事故等が発生した場合には、医療的ケア児の生命の危機に当たる場合があることから、医療的ケアの実施に関わる者は、常に責任を全うするよう努め、随時、医療的ケア児への対応状況を確認します。

#### **【主な役割】**

- ① 教育委員会：実施状況や情報把握による未然防止 等
- ② 学 校：実施体制や実施状況の把握 等
- ③ 主治医・学校医：医療的ケア児の状態把握、実施者及び学校の実施体制に合わせた適切な指示 等
- ④ 学校看護師：医師の指示・校内実施体制に基づいた職務の遂行 等
- ⑤ 保 護 者：学校での実施状況の把握、健康状態等の報告、主治医の指示の履行 等

### **(2) 事故への対応・検証**

学校における医療的ケアの実施に当たっては、事故の未然防止に向けた体制整備を行った上で取り組むこととしていますが、万一事故が発生した場合は、医療的ケア実施要領の規定に基づき、落ち着いて対応し必要な措置を講ずることとします。

なお、事故発生時は、必ず事故原因、対応状況、結果等をまとめ、学校から教育委員会へ報告し、体制整備等必要な見直しを行い、今後の再発防止に努めます。